

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊前市長 後藤 元秀

市町村名 (市町村コード)	豊前市 (40214)
地域名 (地域内農業集落名)	山田地区 (櫛狩屋、内尾、ハツ田、梶屋、平原、上鳥越、下鳥越、高野、山田中組、荻田、東舟入、西舟入、迫、杉ヶ谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月 18日 (第 2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区においては、現在の担い手が高齢化してきており、次期を担う担い手の確保が課題となっている。持続的な農用地の利用確保に向けて、農用地の集約化や生産の支障となっている鳥獣害への対策が必要である。水路農道の機能喪失が散見され、トラクターなどの脱輪等の事故の発生もあり対策が必要。農業機械の高額化に伴い、小規模農家の離農が進んでいる。

「地域のデータ」・農業者数161人(うち60歳以下18人)・団体経営体(法人・集落営農組織等)6経営体
地域の作付け形態 普通作、露地野菜、施設野菜、果樹

(2) 地域における農業の将来の在り方

持続的な営農のため、農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化に資する取組を進める。
新規就農者や担い手と地域が一体となって農地利用の持続性の確保を図る取組を進める。
普通作の担い手については、土地利用型の慣行栽培を中心に農地の利用を図る
農地・農業施設等の維持・管理には、多面的機能支払交付金事業の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	121.32 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	121.32 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地を中心に農業上の利用が行われる樹園地等を含む区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・可能な限り農地を農地中間管理機構へ貸付、担い手の経営意向に沿った集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAと連携し、地域内外から多様な担い手となる経営体を募集し、農地の相談に応じるなど定着に向けての取組を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--